|  |
| --- |
| **第９章　資料集** |

**１　策定の経緯**

**（１）埼玉県障害者施策推進協議会での審議**

本県では、障害者支援計画の策定、変更、障害者施策の監視、計画の進行管理について　調査審議するため、「埼玉県障害者施策推進協議会」を設置しています。

本協議会は、障害者基本法第３６条に基づき都道府県及び指定都市が設置する、執行機　関の附属機関です。

※　執行機関の附属機関とは、執行機関である地方公共団体の長が、行政執行の前提と　　　なる調査、調停、審査などを行わせるために、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、協議会などの機関を指します。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催月** | **内容** |
| 令和５年 | 　２月 | 令和４年度第３回埼玉県障害者施策推進協議会○埼玉県障害者支援計画に係る重点課題について○令和５年度埼玉県障害者施策推進協議会の進め方について |
| 　６月 | 令和５年度第１回埼玉県障害者施策推進協議会○第７期埼玉県障害者支援計画の策定について　・第７期障害者支援計画の策定方針及びスケジュールについて　・第７期障害者支援計画に係る重点課題（総括）について　・ワーキングチームの編成について　・第７期障害者支援計画に係る障害者団体ヒアリングの開催に　　ついて○彩の国いろどりライブラリーについて |
| 　９月 | 令和５年度第２回埼玉県障害者施策推進協議会○第７期埼玉県障害者支援計画の策定について　・第７期埼玉県障害者支援計画の概要について　・第７期埼玉県障害者支援計画の構成（案）について　・第７期埼玉県障害者支援計画の骨子（案）について　・第１回ワーキングチームの結果を踏まえた施策（案）について　・障害者団体からのヒアリングを踏まえた施策（案）について　・埼玉県手話環境施策推進懇話会から提案された施策（案）に　　ついて○彩の国いろどりライブラリーについて |
| １１月 | 令和５年度第３回埼玉県障害者施策推進協議会○第７期埼玉県障害者支援計画の策定について　・第７期埼玉県障害者支援計画（案）について　・第７期埼玉県障害者支援計画（案）に対する県民コメントの　　実施について○彩の国いろどりライブラリーについて |
| 令和６年 | 　２月 | 令和５年度第４回埼玉県障害者施策推進協議会○第７期埼玉県障害者支援計画の策定について　・第７期埼玉県障害者支援計画案に対する県民コメント結果に　　ついて　・埼玉県障害者施策推進協議会の今後の進め方について○彩の国いろどりライブラリーについて |

**（２）埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングチームでの検討**

本協議会の委員によるワーキングチームを結成し、第７期計画策定について検討しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チーム** | **開催日** | **テーマ** |
| Aチーム | 令和５年　７月１９日（水）令和５年１０月１７日（火） | ・障害者への理解促進と差別解消 |
| Ｂチーム | 令和５年　７月１１日（火）令和５年１０月１９日（木） | ・障害者の地域生活の充実・社会参加の　支援・障害者の就労支援 |
| Ｃチーム | 令和５年　７月１４日（金）令和５年１０月２３日（月） | ・共に育ち、共に学ぶ教育の推進・安心・安全な環境整備の推進 |

**（３）埼玉県手話環境整備施策推進懇話会からの意見聴取**

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会は、埼玉県手話言語条例第７条に基づき、県が設置する、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者との協議の場です。

本協議会では、埼玉県手話言語条例に基づき、障害者計画において手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定めるため、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から意見聴取を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日** | **内　容** |
| 令和５年６月３０日（金） | ・第７期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策について・埼玉県手話施策推進に当たっての提言について |

**（４）埼玉県聴覚障害児支援協議会からの意見聴取**

埼玉県聴覚障害児支援協議会は、聴覚障害児の支援体制の整備及び連携のあり方等を協議する場であり、保健・医療・福祉・教育の関係者で構成しています。

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を本計画に位置付けるに当たり、埼玉県聴覚障害児支援協議会から意見聴取を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日** | **内　容** |
| 令和５年１０月２４日（火） | 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画について |

**（５）障害者団体からのヒアリング及び書面による意見聴取**

県は、県内の障害者及びその家族を会員とする障害者関係団体から、障害者の現状と課題について、ヒアリング及び書面による意見聴取を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日** | **団体名** |
| 令和５年７月２７日（木） | 埼玉県発達障害福祉協会、埼玉障害者市民ネットワーク埼玉親の会「麦」、埼玉県視覚障害者の生活と権利を守る会 |
| 令和５年７月２８日（金） | 埼玉県障害者協議会、埼玉県精神障害者家族会連合会埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会埼玉県高次脳機能障害連合会、埼玉県障害難病団体協議会 |
| 令和５年７月３１日（月） | 埼玉県聴覚障害者協会、埼玉県身体障害者福祉協会日本てんかん協会埼玉県支部、埼玉県自閉症協会きょうされん埼玉支部 |
| 令和５年８月　１日（火） | 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会埼玉障害者自立生活協会、埼玉県手をつなぐ育成会埼玉県盲人福祉協会、埼玉県難聴者・中途失聴者協会 |
| 書　　　面 | 埼玉県視覚障害者福祉協会 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ヒアリング実施団体：２０団体）

**（６）市町村との連携**

県による広域的調整と市町村計画との整合性を図るため、市町村向け説明会を開催しました。

国基本指針における考え方、それを踏まえた本県の考え方及び計画策定における留意事項などを説明するとともに、随時、市町村への支援や広域的な調整を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日** | **内容** |
| 令和５年７月２６日（水） | 第７期障害福祉計画策定について　・国基本指針について　・県の基本的な考え方について　・数値目標の設定に係る県の考え方について　・サービス見込量（活動指標）に係る県の考え方について　・県計画と市町村計画との関係について　・質問への対応について |

**（７）埼玉県社会福祉審議会及び埼玉県自立支援協議会への報告**

埼玉県社会福祉審議会及び埼玉県自立支援協議会に本計画の策定状況を報告し、意見や要望を伺いました。

|  |  |
| --- | --- |
| **開催日** | **報告先** |
| 令和５年１１月１７日（金） | 埼玉県自立支援協議会 |
| 令和５年１１月２２日（水） | 埼玉県社会福祉審議会 |

**（８）県民コメントの実施**

　　県民の皆様から幅広い意見をお伺いするため、県民コメントを実施しました。

　　３７名（団体含む）から２２６件の意見をお寄せいただき、計画への反映に努めました。

|  |  |
| --- | --- |
| **実施時期** | **内容** |
| 令和６年１月５日（金）～令和６年２月５日（月） | 第７期埼玉県障害者支援計画（案）について |

**【埼玉県障害者施策推進協議会委員名簿（順不同、敬称略）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属及び職名** | **ワーキングチーム** |
|  佐藤　陽　◎ | 十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授 | 　Aチーム　○ |
|  遅塚　昭彦 | 公益社団法人埼玉県社会福祉士会理事 | 　Bチーム　○ |
|  岩崎　香 | 早稲田大学人間科学学術院教授 | 　Cチーム　○ |
|  万谷　葉子 | 埼玉県障害者協議会副代表理事 | 　Cチーム |
|  下重　美奈子 | 埼玉障害者自立生活協会事務局長 | 　Cチーム |
|  羽生田　千草 | 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会幹事 | 　Bチーム |
|  田島　あづさ | 埼玉県視覚障害者福祉協会理事 | 　Cチーム |
|  川津　雅弘 | 埼玉県聴覚障害者協会副代表理事 | 　Cチーム |
|  大井田　弘子 | 埼玉県身体障害者福祉協会相談員 | 　Bチーム |
|  石橋　優輝 | 埼玉県障害難病団体協議会相談員（埼玉県難病相談支援センター） | 　Aチーム |
|  菊池　波江 | 埼玉県手をつなぐ育成会副理事長 | 　Aチーム |
|  山中　みどり | 埼玉県精神障害者家族会連合会事務局次長 | 　Cチーム |
|  東海林　孝文 | 日本てんかん協会埼玉県支部会員 | 　Bチーム |
|  小材　由美子 | 埼玉県自閉症協会会長 | 　Cチーム |
|  荒井　優子 | 公募委員 | 　Bチーム |
|  金井　玲 | 公募委員 | 　Bチーム |
|  松本　哲 | 埼玉県発達障害福祉協会副会長 | 　Bチーム |
|  田中　佑汰 | 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会研修委員長 | 　Aチーム |
|  植村　勉 | きょうされん埼玉支部役員 | 　Aチーム |
|  栗原　久美子 | 埼玉労働局職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官 | 　所属なし |

　◎：会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○：チームリーダー

**【埼玉県手話環境整備施策推進懇話会委員名簿（順不同、敬称略）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属及び職名** | **分　野** |
|  石渡　和実　◎ | 東洋英和女学院大学名誉教授 | 学識経験者 |
| 　野口　宜伸　○ | 埼玉県聴覚障害者協会組織委員長 | 聴覚障害者団体関係 |
| 　速水　千穂 | 埼玉聴覚障害者福祉会理事 | 聴覚障害者支援機関の関係者 |
| 　日置　司 | 埼玉聴覚障害者情報センター次長 |
| 　佐々木　良子 | 埼玉県手話通訳問題研究会副運営委員長 | 手話通訳関係者 |
| 　岩澤　美佐代 | 埼玉県手話サークル連絡協議会運営委員 | 手話サークル関係者 |
| 　原田　篤 | 県立特別支援学校大宮ろう学園校長 | 学校教育関係者 |
| 　阿部　弘之 | 県教育局義務教育指導課教育指導幹 | 学校教育関係者 |
| 　水口　優花 | 富士見市障がい福祉課長 | 障害福祉関係行政職員 |

　◎：座長、○副座長

**２　障害者に関するマーク**

　障害者に配慮した施設・設備であることや、障害のある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、いろいろなシンボルマークや標示があります。

　これらのシンボルマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体等が独自に提唱しているものなどがあります。

　障害の中には心臓や腎臓など、外見からは分かりにくい身体内部の機能の障害があります。

　このような内部障害者や難病患者は、長時間立っていることがつらいなど、日常の生活に大きな支障がある方も多く、外見では障害があることが分からなくても電車やバス等で「優先席」を利用する必要があります。

　また、聴覚障害者（難聴者、中途失聴者、ろう者）は、会話による意思の疎通が難しく、日常の生活で苦労されています。

　見た目には障害が分からないために、誤解されたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便があります。

　私たち一人ひとりが障害のことを知り、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を作っていけるよう、これらのマークへの御理解と御協力をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| **シンボルマーク** | **概要等** |
| 障害者のための国際シンボルマーク障害者のための国際シンボルマーク | 　障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。　駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。　特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものでは　　ありません。 |
| 盲人のための国際シンボルマーク盲人のための国際シンボルマーク | 　世界盲人連合で１９８４年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。　このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。 |
| 身体障害者標識（身体障害者マーク）身体障害者標識 | 　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。　危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 |
| 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）聴覚障害者標識 | 　聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。　危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 |
| ほじょ犬マークほじょ犬マーク | 　身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。　身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。　補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。　補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。 |
| 耳マーク耳マーク | 　聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。　聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。　このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御理解、御協力をお願いします。 |
| ヒアリングループマーク | 　「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。　このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。 |
| オストメイトマークオストメイトマーク | 　オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。　このマークはオストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。　このマークを見掛けた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。 |
| ハート・プラスマークハート・プラスマーク | 　「身体内部に障害のある人」を表しています。　身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。　内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。　このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。 |
| 「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマークC:\Users\019106\Pictures\白状sos.png | 　白杖を頭上５０ｃｍ程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。　白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇し　　そうな場合は、白杖によりＳＯＳのシグナルを示していなく　　ても、声をかけてサポートをしてください。 |
| ヘルプマークC:\Users\019106\Pictures\ヘルプマーク.png | 　義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。　ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。 |
| 手話マーク | 　耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することできます。　耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 |
| 筆談マーク | 　耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。　耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 |
| 障害者雇用支援マークC:\Users\019106\Pictures\雇用支援マーク.png | 　公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。　障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。　障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。 |
| 障害者雇用優良事業所認証マーク | 　埼玉県では、県内で障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証しています。 |

（参考：令和５年版障害者白書（内閣府））

**３　用語解説**

**【あ行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| アーバンスポーツ | スケートボードやBMX、ブレイキンなど、街中での遊びから発展した比較的新しいスポーツ。 |
| ＩＴサポート推進員 | 埼玉県障害者ＩＴサポートセンター（ＩＴ機器の利用に係る相談やＩＴ機器の操作をサポートするボランティアの養成・派遣等を行う拠点）において、事業の企画やセンターの運営を行うスタッフ。 |
| アウトリーチ | 支援や障害福祉サービスを拒否しがちな人、入退院を繰り返す精神障害者等を対象として、精神科医師、精神保健福祉士、ピアスタッフなどの多職種による訪問支援を行い働き掛けること。 |
| アクセシブルな書籍 | 視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい書籍のこと。例として、点字図書、拡大図書、音訳図書等がある。 |
| アクセシブルな電子書籍 | 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい電子書籍等のこと。例として、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、テキストデータ等がある。 |
| アニマルセラピー | 動物と触れ合うことによる情緒的な安定、レクリエーション、ＱＯＬの向上などを主な目的とした触れ合い活動。 |
| あんしん賃貸住まいサポート店 | 埼玉県が独自に指定している住宅確保要配慮者の住まい探しに御協力いただける不動産仲介業者。 |
| ｅスポーツ | エレクトロニック・スポーツ（Electronic Sports）の略。コンピュータゲーム（ビデオゲーム）をスポーツ競技として捉える際の名称。 |
| 育成医療 | 身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。 |
| 伊豆潮風館 | 障害者とその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他の休養の機会を提供するため、バリアフリーに対応した温泉付き宿泊施設として本県が静岡県伊東市に開設した障害者更生センター。一般県民の利用も可能。 |
| 一側性難聴 | 片方の耳が高度の難聴である状態のこと。もう一方の耳は正常に聞こえる場合、症状が目立ちにくく、就学時健診などで見つかるケースもある。 |
| 一般就労 | 障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。一方、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労という。 |
| 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う障害児通所支援事業所。 |
| 医療型障害児入所施設 | 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。 |
| 医療的ケア | 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為のこと。 |
| 医療的ケア児 | 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。 |
| 医療的ケア児等コーディネーター | 保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を持つ。主に、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等がその役割を担う。 |
| 医療的ケア児等支援センター | 医療的ケア児支援のための人材育成や多機関調整などを担う「県センター」と、医療的ケア児等とその家族の相談窓口や市町村支援などを担う県内４か所の「地域センター」で構成。市町村や支援機関と連携し、医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう支援している。 |
| 医療保護入院 | 精神保健福祉法に規定される入院形態の１つで、家族等の同意と精神保健指定医の診察による判断を要件として、精神障害者本人の同意を得ることなく精神科病院に入院させる制度。 |
| インクルーシブ教育システム（inclusive　education system） | 障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。 |
| ＮＰＯ（Non Profit 　Organization） | 広義では非営利団体のこと。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。 |
| 遠隔手話サービス | 新型コロナウイルス感染症の流行等で手話通訳者が同席できないケースでも意思疎通を図ることができるようにするサービス。医療機関などを受診する際、タブレット型端末を利用し、離れた場所にいる手話通訳者を介して、医師等とコミュニケーションをとることができるようにする。 |
| おおぞら号 | 障害者団体などが更生訓練、研修などを行う場合に、県が貸し出す車椅子用リフト付き大型バス（座席２９、補助席７、車椅子固定席２）。費用は無料（有料道路料金などは実費負担）。 |

**【か行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| 会計年度任用職員 | 一会計年度を超えない範囲内で採用される一般職の職員。 |
| 介護すまいる館 | さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、福祉及び介護用品の総合展示館。福祉用具やユニバーサルデザイン商品の展示販売及び相談を実施している。 |
| 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上 | 心の不調が急増する思春期の児童生徒と周囲の大人が、正しい知識を獲得することを指す。具体的には、心の不調に早期に気付く力やSOSを出せる力を身に付けること、そのSOSを適切に受け止めること、SOSを出せない児童生徒へのアプローチ、組織的な対応へとつなげていくための体制整備などがある。 |
| 基幹相談支援センター | 市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。 |
| 旧優生保護法 | 昭和２３年９月１１日から平成８年９月２５日を施行期間とした優生保護法のこと。不良な子孫の出生の防止や母性の生命健康を保護することを目的とし、障害のある方などに対し、強制不妊手術を行った。 |
| 強制不妊手術 | 遺伝性疾患や障害などを理由として、本人の同意なく行われた生殖を不能にする手術。 |
| 強度行動障害 | 生まれつきのものではなく、子供の特性と周囲の環境や関わりのミスマッチが大きいことによって現れる。自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、 家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。 |
| 業務継続計画 | 新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時は通常通りに業務を実施することが困難なため、まずは業務を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施できるよう、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のこと。BCP（Business Continuity Plan）。 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 障害福祉サービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 |
| グループホーム（共同生活援助） | 障害福祉サービスのひとつ。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。 |
| ケアラー | 埼玉県ケアラー支援条例第２条に規定する、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。 |
| 欠格事由 | 欠格条項。障害などの理由で一律に資格や免許を与えないこと。障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう、対象となる全ての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとることとしている。 |
| 言語聴覚士 | 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。 |
| 高次脳機能障害 | 病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能に障害が現れた状態をいう。 |
| 高次脳機能障害者支援センター | 県総合リハビリテーションセンター内に設置されている、高次脳機能障害者本人や家族、関係機関からの相談に対応するための総合相談窓口。 |
| 更生医療 | 自立支援医療制度の一つ。身体障害者手帳を持つ満18歳以上の方を対象に、その障害を除去・軽減する手術等によって確実に効果が期待できる治療に対し、原則自己負担額が１０％になるよう公費の支給を行う。 |
| 更生緊急保護 | 刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、原則として６か月、例外的にさらに１年６か月を超えない範囲において、本人からの申出により、保護観察所が、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。 |
| 更生相談所 | １８歳以上の障害者の福祉について、相談や、医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所がある。本県ではどちらも上尾市にある総合リハビリテーションセンター内に設置されている。 |
| 工賃 | 就労継続支援Ｂ型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。工賃、手当、賞与その他実際に支払う際の名称は問わない。 |
| 行動援護 | 障害福祉サービスのひとつ。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 |
| 高等看護学院 | 熊谷市に設置されている、看護師として必要な知識及び技術に関する専門教育を行う県立の専門学校。 |
| 高等技術専門校 | 職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。高等技術専門校の一施設である職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。 |
| 合理的配慮 | 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。 |
| 高齢者等感応信号機 | 障害者や高齢者などに対する利便性を考慮し、横断歩行者の青時間を通常より長くする機能を有する信号機。専用の押ボタン（白色）を押した場合に青時間が延長される。また、障害者や高齢者などが携帯する小型発信器から発せられる微弱電波を受信することにより、押ボタンを押したことと同様の機能を有する。 |
| 国民保護施策 | 武力攻撃や大規模テロなどから住民の生命、身体、財産を守るために行う、住民の避難や救援などに関する施策。 |
| 国連障害者権利委員会の総括所見 | 平成28年６月、日本政府は、障害者権利条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を国際連合障害者権利委員会に提出。令和４年８月に同委員会による初めての審査が行われ、同委員会が総括所見を公表した。総括所見の中では、情報の利用の容易さ（アクセシビリティ）、差別解消、バリアフリー、雇用促進及び文化芸術活動等の、障害者の権利を促進する法律やガイドライン等の幅広い施策の取組が肯定的な側面としてあげられた一方で、意思決定、地域社会での自立した生活、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）、精神障害者の入院、各種サービスや手続の利用及び配慮等、多岐にわたる事項に関し、同委員会としての見解及び勧告が含まれた。 |
| 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。 |
| 個別の教育支援計画 | 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画。 |
| 個別の指導計画 | 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを具体的な指導・支援に反映させるための計画で、本人や保護者の願い、子どもの障害の状態、ねらいなど、これらに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、指導目標・内容・支援の方法等を盛り込み、学校等で作成。 |
| 個別避難計画 | 地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画。 |

**【さ行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| サービス管理責任者 | 障害者総合支援法において、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図る観点から事業所ごとに置かれることになった職種。利用者ごとにサービス内容を定めた計画を作成したり、定期的にその評価を行ったりし、サービス提供全般の責任を担う。 |
| 災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team） | 災害時、被災地において精神医療、精神保健活動の支援を行う。県では、発災後４８時間以内に被災地域の急性期精神保健医療ニーズに対応する「DPAT先遣隊」を県立精神医療センターが有するほか、県内１２の協定医療機関がDPAT各１隊を編成する。精神科医、看護師、業務調整員で構成され、被災地のニーズに応じて薬剤師、保健師、精神保健福祉士等の専門職を含む。災害の状況を勘案し県内外へ派遣され、被災した精神医療機関や精神疾患のある人への支援、災害により精神的問題が生じた住民、行政職員等への支援を行う。 |
| 災害派遣福祉チーム | 大規模災害時に避難所等へ避難した障害者等に対して、相談援助や応急的な介助等の福祉支援を行う。 |
| 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） | 障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度。対象の方が車のルームミラーなどに利用証を掲示して該当の駐車区画に駐車することによって、対象者の利用であることがわかりやすくなり、安心して外出できるようにするもの。令和5年11月1日から制度開始。 |
| 埼玉県感染症予防計画 | 埼玉県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画。感染症法第１０条第１項に基づき、国の基本指針に即して、都道府県が策定する計画。 |
| 埼玉県虐待禁止条例 | 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成２９年７月１１に公布した条例。平成３０年４月１日から施行。 |
| 埼玉県虐待通報ダイヤル | 早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の通報を２４時間３６５日受け付けるダイヤル。適切な機関につなぐ。番号は「＃７１７１」。 |
| 埼玉県共生社会づくり条例 | 正式名称は「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」。平成２８年４月１日施行。障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目的とする条例。 |
| 埼玉県ケアラー支援計画 | 埼玉県ケアラー支援条例第９条に規定する「ケアラーの支援に関する推進計画」として位置付けられ、本県のケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画。 |
| 埼玉県工賃向上計画 | 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤である就労における工賃の水準が向上するよう、具体的な取組を示すために県が策定する計画。国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に基づき策定し、対象は就労継続支援B型事業所で、計画期間は３年。 |
| 埼玉県高齢者支援計画 | 介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」及び老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」として定める、本県における高齢者の総合計画。 |
| 埼玉県５か年計画 | 本県が策定する５年ごとの県政運営の指針となる総合計画。本計画の上位計画。「希望と安心の埼玉」、「活躍と成長の埼玉」、「うるおいと誇りの埼玉」、の3つの将来像の実現を目指すことを掲げている。 |
| 埼玉県子育て応援行動計画 | 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」、厚生労働省通知に基づく「都道府県母子保健計画」・「都道府県社会的養育推進計画」として位置付けられる、本県における少子化対策・子育て支援策の総合計画。 |
| 埼玉県手話言語条例 | 手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指して制定された条例。平成２８年４月１日施行。県の責務や、県民、事業者の役割、手話の普及や環境の整備などについて定められている。 |
| 埼玉県障害者施策推進協議会 | 障害者基本法第３６条の規定により、①障害者計画の策定に意見を述べる、②障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視する、③障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理するために設定された執行機関の附属機関。 |
| 埼玉県障害者優先調達方針 | 障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、埼玉県が行う物品等の調達の推進を図ることを目的として、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度策定している方針。 |
| 埼玉県地域福祉支援計画 | 社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置付けられる、本県における広域的見地から市町村の地域福祉の推進を支援する計画。 |
| 埼玉県地域保健医療計画 | 医療法に基づく「医療計画」及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「医療費適正化計画」として位置付けられる、本県における保健医療に関する総合計画。 |
| 埼玉県聴覚障害児支援センター | 聴覚障害児支援の中核機能として、医療、保健、福祉、教育の機関が連携を強化するとともに、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供する。 |
| 埼玉聴覚障害者情報センター | 身体障害者福祉法第３４条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。（社福）埼玉聴覚障害者福祉会が設置。聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点施設として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（県委託事業）、聴覚障害者に対する相談事業、情報機器の貸出、字幕・手話入りビデオの貸出などを実施している。 |
| 埼玉県特別支援教育推進計画 | 本県の公立学校における特別支援教育を総合的に推進するための基本的な考え方や取組を定めた計画である。連続性のある多様な学びの場の充実、特別支援教育を担う教職員の専門性向上、教育環境の整備、関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実などを目標に掲げている。 |
| 埼玉県福祉のまちづくり条例 | 障害者、高齢者をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会を実現することを目指して、平成７年３月２０日に制定された条例。平成８年４月１日から全部施行。本条例では、障害者、高齢者などが円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進などを推進するため、県、事業者、県民の責務や生活関連施設の整備基準及び届出の手続などを定めている。 |
| 埼玉県立大学 | 越谷市に設置されている、福祉、保健、医療の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るため、更には、本県の福祉、保健、医療に関する教育・研究の中核となって地域社会に貢献することを目的とする大学。 |
| 彩の国いろどりライブラリー | 県内で福祉教育及び社会教育の取組を行う機関・団体の協力を得ながら、障害当事者が講師として地域の様々な場所で講座等を行う取組。県民に障害のある方と身近に接する機会を提供し、障害当事者である講師による講座等を通じて地域で共に暮らす人々の多様性や個人の尊厳について考え、障害と障害者に関する理解を深め、障害のある人もない人も同じ地域で暮らしていることに対する「共感」をはぐくむことを目的とする。 |
| サピエ図書館 | 正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やデイジー図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。 |
| サポート手帳 | 発達障害児（者）が乳幼児期から成人期に至るまで、一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうために本県が作成した手帳。ライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有できる「相談支援ファイル」、医療機関に提示して配慮が必要な点を理解してもらうための「サポートカード」から成る。 |
| 支援籍 | 障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | いわゆる「点字ブロック」のこと。視覚障害者に対する誘導や段差の存在などの警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する線状ブロックと、段差の存在などの警告や注意喚起を行うための点状ブロックがある。形状、寸法などはＪＩＳで規格化されている。 |
| 視覚障害者用付加装置（音響式信号機） | 交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置。 |
| 施設入所支援 | 障害福祉サービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 |
| 市町村障害者就労支援センター | 障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として県内の市町村が設置している機関。そのセンターのある市町村内に在住の者、又は在勤の者を対象としている。県内４１の市町（令和５年度現在）に設置されている。 |
| 市町村成年後見制度利用促進基本計画 | 国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めたもの。 |
| 失語症者 | 脳卒中等により大脳が損傷してしまったことが原因で、「聞く」「話す」「読む」「書く」という言語機能に障害がある人。 |
| 指定難病医療給付 | 原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病について、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に指定難病に係る医療費の一部を助成するもの。 |
| 児童委員 | 児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童委員は民生委員が兼ねることとなっている。 |
| 児童発達支援管理責任者 | 障害児入所施設や障害児通所支援事業所において、子どもや保護者と面談を行うなどにより、その環境を踏まえた個別支援計画を作成し、この計画に基づいた支援が行われるよう管理を行い、また適時に個別支援計画を見直すなどにより、適切な療養支援の実施の職責を担う者である。 |
| 児童発達支援センター | 障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。 |
| 市民後見人 | 弁護士や司法書士などの資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人。 |
| 社会福祉協議会 | 地域福祉及びその技術の普及推進と、民間福祉事業やボランティア活動の推進、支援を目的としている民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められており、国、都道府県、特別区、政令指定都市（行政区＝地区）、市町村単位で組織されている。基本的には社会福祉法人格を持つこととなっている。運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開している。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策（任意事業）として、令和３年４月に創設された。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援（包括的な相談支援）」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。・Ⅰ 相談支援　高齢者、障害者、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施　　し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める。また、以下の２つの機　能を強化。　①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整す　　る機能）　②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続　　　　的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能・Ⅱ 参加支援　既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多様な資　　源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを　　回復する。・Ⅲ 地域づくりに向けた支援　高齢者、障害者、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実　施し、孤立防止や多世代交流等の場を確保する。 |
| 住宅確保要配慮者 | 障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯。配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令及び埼玉県賃貸住宅供給促進計画に定められている。 |
| 就労移行支援 | 障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| 就労継続支援 | 障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。 |
| 就労選択支援 | 各種就労支援の間に立ってアセスメント（調査・査定）するサービス。就労支援を希望する障害者にアセスメントを行い、適正や能力に応じて就労支援を受けるか直接就職活動をするかを判断する。令和６年度障害福祉サービス等改正で新設された。（令和７年１０月１日から） |
| 就労定着支援 | 障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。 |
| 重度障害者等包括支援 | 障害福祉サービスのひとつ。介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。 |
| 重症心身障害児 | 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。 |
| 重度訪問介護 | 障害福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。 |
| 手話アドバイザー | 原則、県内広域に活動する聴覚障害者団体と地域で活動する聴覚障害者団体の構成員で、市町村に対し地域の手話普及の取組を支援する者。 |
| 障害支援区分認定調査員 | 障害福祉サービスの利用に当たり、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」を認定するため、調査を行う市町村職員又は市町村の委託を受けて調査を行う相談支援専門員等のこと。 |
| 障害児支援利用計画 | 障害児通所支援事業を利用する際、障害児の心身の状況や環境、保護者の意向などを踏まえて作成する。 |
| 障害児（者）生活サポート事業 | 在宅障害児（者）の社会活動などを支援するため、一時預かりや送迎など、障害児（者）及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間団体に県、市町村が補助を行う事業。 |
| 障害児通所支援事業 | 児童福祉法に基づき提供されるサービス。障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団. 生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。 |
| 障害者基本法 | 障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律。 |
| 障害者芸術文化活動支援センター | 国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置している地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点。障害者や事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っており、４３都府県（令和５年度現在）に設置されている。 |
| 障害者権利条約 | 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成１８年１２月１３日に国連総会において採択され、平成２０年５月３日に発効した。日本は平成１９年９月２８日に署名し、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。平成２６年１月２０日には批准書を寄託。同年２月１９日に同条約は日本について、効力を発生した。 |
| 障害者権利擁護センター | さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、使用者による障害者虐待に関する通報及びその他障害者虐待に関する相談の窓口。本県からの事業委託により運営されている。なお、市町村担当課（市町村障害者虐待防止センター）も通報又は届出の受付の窓口になっている。 |
| 障害者交流センター | さいたま市浦和区に設置されている、障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開している施設。 |
| 障害者雇用総合サポートセンター | 雇用開拓、就労支援、定着支援を一体的に運営し、企業の障害者雇用を支援するほか、県内の障害者就労支援センター等支援機関の人材育成を実施し、障害者雇用の拡大及び障害者の職場定着を推進する県の機関。 |
| 障害者雇用調整金及び報奨金 | 障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主等に対し、その超えて雇用している障害者数に応じて支給されるもの。常時雇用している労働者数が100人を超える事業主には障害者雇用調整金が、常時雇用している労働者数が100人以下の事業主には報奨金が支給される。 |
| 障害者雇用率 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合。令和６年４月１日から民間企業２．５％、国・地方公共団体など２．８％、都道府県などの教育委員会２．７％に引き上げられた。 |
| 障害者差別解消支援地域協議会 | 障害者差別解消法第17条第１項に基づき設置される。障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う場。 |
| 障害者差別解消法 | 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成２８年４月１日施行。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的とする法律。 |
| 障害者歯科相談医 | 障害者歯科診療所及び埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターと連携し、次のような役割を担っている歯科診療医。①　地域における歯科診療の担当者として障害者などの歯科保健相　談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の　歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行う。②　必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所から　の受入を行い、地域の障害者等歯科保健医療を推進する。③　障害者などの歯科保健、医療を推進する。 |
| 障害者歯科診療所 | 多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所では対応が困難な障害者（寝たきりの高齢者を含む）に歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。 |
| 障害者社会参加推進センター | 障害の有無にかかわらず誰もが地域で明るく暮らすことができるよう、関係団体、機関の協力をもとに障害者の社会参加の推進を目的とした拠点。埼玉県では、さいたま市浦和区にある障害者交流センター内に設置し、その運営は特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会に委託している。 |
| 障害者週間 | 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある１２月3日を起点とし、障害者の日である１２月9日までの1週間とされ、様々な啓発活動が実施されている。 |
| 障害者就業・生活支援センター | 就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。県内には１０か所設置されている。 |
| 障害者就労支援センター等連絡協議会 | 各就労支援機関への情報提供や情報交換などを行い、各機関との連携体制の構築・強化を図る。 |
| 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和４年５月２５日に施行された法律。 |
| 障害者職業センター | 障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条に基づく施設で、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営をしている。全国47都道府県に設置され、埼玉県ではさいたま市桜区にある埼玉障害者職業センターがこれに当たる。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施している。 |
| 障害者職業総合センター | 障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条に基づく施設で、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営しており、千葉県千葉市にある。広域・地域障害者職業センターの運営、職業リハビリテーションに関する研究、技法の開発及びその成果の普及等を行っている |
| 障害者総合支援法 | 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的する法律。 |
| 障害者文化芸術活動推進法 | 正式名称は「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」。障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする法律。 |
| 障害福祉サービス | 障害者総合支援法に基づき提供されるサービス。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の１５種類となる。 |
| 障害の医学モデル | 障害を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方。その障害を解消するためには、自分で補助器具を利用したり、リハビリなどを頑張るなど、個人の努力や工夫でカバーするもの、つまり医療・福祉の領域の問題と捉える。 |
| 小児慢性特定疾病 | 児童福祉法に基づき、児童慢性疾病のうち国が指定する疾病。 |
| 消費生活支援センター | 県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週４日以上の相談実施などが要件となっている。埼玉県消費生活支援センターは２か所（川口、熊谷）に設置されており、川口では商品事故などの原因究明のための商品テストも行う。 |
| 職業能力開発センター | 職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を対象に行う技能向上訓練（技能講習）、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施する施設。 |
| 所定労働時間 | 就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間。 |
| ジョブサポーター | 「ジョブコーチ」や「障害者職業生活相談員」等の正式な呼称ではなく、障害者の就労支援に携わる機関等の担当者全般を指す研修事業上の県独自の呼称。 |
| 自立訓練 | 障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| 自立支援医療 | 障害者総合支援法に基づく医療給付。原則として９０％の医療費を医療保険と公費で負担し１０％を自己負担する。 |
| 自立支援協議会 | 障害者総合支援法第８９条の３の規定により地方公共団体が設置する協議会で、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、関係機関や関係団体並びに障害者等で構成される。現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっている。 |
| 自立生活援助 | 障害福祉サービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。 |
| 進行性難聴 | 出生時に明らかな症状はなく、新生児聴覚スクリーニングでは難聴がないと診断されていても、その後成長と共に、聞こえにくいなどの症状が現れること。 |
| 新生児聴覚検査 | 生後１、２日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。検査は自動聴性脳幹反応（自動ＡＢＲ）で行う。「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。 |
| 身体障害者相談員 | 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。 |
| 身体障害者手帳 | 身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長、中核市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。 |
| 身体障害者補助犬 | 目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに同伴する。 |
| ストーマ用装具 | 人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具。原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。 |
| 生活介護 | 障害福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 |
| 精神医療センター | 伊奈町に設置されている、県立の精神科病院。小・中学生が安心して治療に専念できる院内学級を備えた児童・思春期病棟、急性期病棟、アルコール･薬物依存症病棟などがあり、入院診療と外来診療を行っている。精神保健福祉センターと隣接している。 |
| 精神科救急情報センター | 伊奈町にある精神保健福祉センター内に設置されている、夜間及び休日において、精神疾患を有する方や、その家族などからの緊急的な精神医療相談を電話で受け付ける機関。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行う。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム | 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現にむけて、国が示している政策理念。 |
| 精神保健福祉センター | 伊奈町に設置されている、県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業、自立訓練施設及び精神科デイケアの運営、精神科救急情報センターの運営などを行っている。精神医療センターと隣接している。 |
| 成年後見制度 | 判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。 |
| 全身性障害者介助人派遣事業 | 重度の脳性まひや筋萎縮性側索硬化症、筋ジストロフィーなどによる全身性障害者が自ら推薦する介助人を登録し、介助サービスを提供するために派遣した市町村に県が補助を行う事業。 |
| 総合教育センター | 行田市に設置されている、教職員の「学びの拠点」として、研究・開発事業、研修事業、教育相談事業の各事業を実施する県立の機関。 |
| 総合リハビリテーションセンター | 上尾市に設置されている、障害者のリハビリテーション活動の県内中心施設。障害者の自立と社会参加を目指し、相談・判定から医療、職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションサービスを提供するとともに、リハビリテーション関係者の技術向上を支援している。 |
| 相談支援事業 | 障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。 |
| 相談支援専門員 | 障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。 |
| 措置入院 | 精神保健福祉法に規定される入院形態の１つで、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者を、都道府県知事（政令指定都市の市長）の権限により強制的に入院させる制度。 |

**【た行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| 第三者評価 | 社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。 |
| バリアフリートイレ | 車椅子使用者が利用できる広さ・手すりやオストメイト（人口肛門・膀胱造設者）対応水洗器具、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えた、障害者、高齢者、子供連れなどの利用に適正な配慮が必要なトイレ。 |
| 短期入所（ショートステイ） | 障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 |
| 地域移行支援 | 施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。 |
| 地域活動支援センター | 障害者総合支援法に定められている、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。 |
| 地域支援マネジャー | 市町村、事業所、医療機関等との連絡、調整、助言等を総合的に行い、市町村や障害児通所支援事業所などが発達障害児（者）の特性に沿った対応ができるよう調整する者。 |
| 地域障害者職業センター | 障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条に基づく施設で、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営をしている。全国47都道府県に設置され、埼玉県ではさいたま市桜区にある埼玉障害者職業センターがこれに当たる。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施している。 |
| 地域生活支援事業 | 障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業で、日常生活用具給付等事業や外出のための移動支援事業などがある。 |
| 地域生活支援拠点等 | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障害者の地域生活を支援する体制。 |
| 地域精神保健福祉活動 | 地域における住民の精神の健康保持や福祉の増進に努める活動のこと。 |
| 地域定着支援 | 地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。 |
| 地域包括ケアシステム | 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。 |
| 地域包括支援センター | 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。 |
| 地域療育センター | 発達障害の特性が気になる子供に対し、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育て支援を行う施設。 |
| 知的障害者相談員 | 知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。 |
| 中核発達支援センター | 医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育を一貫して行う拠点施設。 |
| 聴覚障害児支援協議会 | 医療・保健・福祉・教育の関係者で構成し、聴覚障害児とその保護者への支援体制の整備及び連携のあり方等を協議する。 |
| 超重症心身障害児 | 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、呼吸管理や食事機能などから医療や介護の必要性が高い児童のこと。 |
| 通級指導教室 | 「通級による指導」を行う場。「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」などの場で受ける指導形態。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心としたきめ細かい指導を行う。 |
| デイジー図書 | デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で「アクセシブルな情報システム」を指し、視覚による表現の認識が困難な方のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。デイジー図書とは、デイジー規格で製作されたアクセシブルな電子書籍の総称。読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができるといった特徴がある。デイジー図書の種類に、音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジーがある。 |
| 適応障害 | 主観的な苦悩と情緒障害の状態であり、社会的な機能と行為を妨げ、重大な生活の変化に対して、あるいはストレス性の生活上の出来事の結果に対して順応が生じる時期に発生する。主な精神症状は、抑うつ、不安等がある。 |
| デフリンピック | デフ＋オリンピックのこと。デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味。デフリンピックは国際的な「ろう者のためのオリンピック」である。国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会である。2025年に東京で開催される夏季デフリンピック競技大会は、日本では初めての開催となる。 |
| 点字図書館 | 身体障害者福祉法第３４条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。点字図書やデイジー図書の製作・貸出、図書の紹介、点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施している。県立点字図書館は昭和５３年４月に熊谷市内に設置。 |
| 電話リレーサービス | 聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービス。 |
| 同行援護 | 障害福祉サービスのひとつ。視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。 |
| 常盤高等学校 | さいたま市桜区に設置されている、本県唯一の県立の看護師養成高等学校。 |
| 読書支援機器 | 印刷された活字文書の利用を支援する機器や障害者等が電子書籍を再生する機器。前者の例として、拡大図書器、眼鏡、虫眼鏡（ルーペ）、読書補助具（リーディングトラッカー）、活字自動読み上げ機などがある。後者の例として、デイジー再生機、タブレット、画面読み上げソフト・画面拡大ソフト・活字OCRソフト・点訳ソフトを搭載したパソコンやパソコンの画面を点字で表示する点字ディスプレイがある。 |
| 読書バリアフリー法 | 障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目指すため、令和元年６月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の通称。 |
| 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）事業。 |
| 特別支援学級 | 小・中学校において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。 |
| 特別支援学校 | 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。 |
| 特別支援教育コーディネーター | 特別支援教育に関する学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役等、学校内の関係者や関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。 |
| 特別支援教育支援員 | 障害のある幼児児童生徒の学校教育活動上の日常生活動作の介助をする者で、移動動作、衣服着脱動作、食事動作、用便動作、階段昇降動作、バス添乗などの介助業務を行う者や、障害のある幼児児童生徒の学習活動をサポートする者。自治体によっては、独自の名称（特別支援教育サポーター等）で呼んでいる場合もある。 |

**【な行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| 内方線付き点状ブロック | 点状ブロックのプラットホーム内側部分に線が１本加わり、プラットホームの端がどちらにあるのか分かるようにし、列車との接触や転落を防止するもの。 |
| 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針 | 各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族等への支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し検討を進めるため、平成３１年３月に「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げた。同プロジェクト報告に基づき、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するに当たり、指針となるもの。 |
| 難病 | 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（難病の患者に対する医療等に関する法律第１条） |
| 難病相談支援センター | 難病の患者に対する医療等に関する法律第29条に基づき県が設置。難病患者などの療養上、生活上の悩みや不安などの解消を図るとともに、電話や面接などによる相談、患者会などの交流促進、治療と仕事の両立支援など、難病患者などがもつ様々なニーズに対応することを目的とした機関。 |
| 日常生活自立支援事業 | 愛称は「あんしんサポートねっと」。判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等が市町村社会福祉協議会と契約し、生活支援員が居宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭の出し入れ等の援助を行う。 |
| 日常生活用具 | 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具。 |
| 日中活動系サービス | 障害福祉サービスのうち、在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じて日中活動を提供するサービスを指す。 |
| 日中サービス支援型グループホーム | グループホームの類型の一つで事業所の従業者が24時間支援体制を確保し相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行うサービス。 |
| 認知行動療法 | 考えや行動がどのように気分に影響しているかを知り、その考えや行動を修正するトレーニングを行うことによって気分の改善を図る治療。 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。 |
| 農福連携 | 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。 |
| ノーマライゼーション | 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。 |
| ノンステップバス | 誰でもバスの乗り降りがしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス。 |

**【は行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| 発達障害 | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの。 |
| 発達障害者支援地域協議会 | 発達障害者支援法第１９条の２に基づき設置される、発達障害者とその家族や関係者が、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する会。 |
| 発達障害者支援センター | 発達障害者支援法第１４条に基づき設置される、発達障害に係る相談支援や福祉、保健、労働、教育などの支援者に対する助言などを行う機関。 |
| 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター） | 発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援する施設。 |
| 塙　保己一（はなわ　ほきいち） | 江戸時代後期に活躍した現在の本庄市出身の学者。幼くして失明したにもかかわらず、文化史上未曾有の文献集「群書類従（ぐんしょるいじゅう）」を編集・出版した。 |
| パラスポーツ | 障害者の参加を保証し、けがや障害の悪化を生じさせないように競技規則や用具、運動の仕方（技術）を変更したり、新たにつくるなどした、障害のある人も参加可能なスポーツ。 |
| パラスポーツ指導員 | 障害者が安全にスポーツできるための専門的な知識を持っており、障害者の参加するスポーツ大会やイベントで活動している者。（公財）日本パラスポーツ協会の認定資格で、上級・中級・初級の３段階に分かれている。 |
| バリアフリー | 障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。 |
| ハローワーク | 公共職業安定所。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。 |
| ピア・カウンセリング | カウンセリング技術を身に付けた障害者やその家族などの当事者や元当事者が、自らの体験に基づいて、当事者への相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。 |
| ピアサポート | 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場を提供し、サポートを行う。 |
| 避難行動要支援者 | 障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 |
| 避難行動要支援者名簿 | 災害時の避難行動要支援者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、予め平常時から避難行動要支援者の個人情報を把握した名簿。 |
| １１０番アプリシステム | 聴覚又は音声・言語機能障害者が、スマートフォン等を利用して、アプリを事前にダウンロードし、氏名・電話番号・パスワード等を登録することにより、緊急通報が行えるよう全国に導入されたシステムで、事件・事故の早期対応を図るもの。アプリに「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を入力する必要がある。 |
| ファックス１１０番 | 聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって１１０番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。 |
| 福祉型障害児入所施設 | 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。 |
| 福祉タクシー | 障害者の利便性や社会参加促進を図るために、各市町村が実施している事業。タクシーの利用料金を割引できる利用券が障害者に交付される。利用券の交付枚数は市町村によって異なる。 |
| 福祉避難所 | 障害者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別の配慮がなされている避難所。 |
| 福祉有償運送 | タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービス。 |
| ペアレントトレーニング | 保護者が環境調整やほめ方、指示など具体的な養育スキル等、子どもへの肯定的な働きかけを学ぶプログラム。保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としている。 |
| ペアレントプログラム | ペアレントトレーニングの前段階の位置づけとして、「行動で見る／行動で考える」ことに特化し、保護者の認知的な枠組みを修正することを目指した簡易的プログラム。職種を問わず地域の支援者が実施可能な親支援プログラムであり、行動で考える、適応行動ができたことをほめて対応する、孤立している保護者が仲間を見つけることを目標としている。 |
| ペアレントメンター | 発達障害のある子の育児を経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所、乳児院、児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために行われる専門的な支援。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。 |
| 放課後等デイサービス | 学校に就学している障害児を授業の終了後又は休日に通わせ、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流などの便宜を供与する。 |
| 防災カード（ヘルプカード） | 災害時に避難行動要支援者へ効果的な救援・援護活動が行われるために、避難行動要支援者が予め必要としている援助の内容を記載して、日頃から携帯しておくことを目的としたカード。 |
| 法人後見 | 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。 |

**【ま行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| マルチメディアデイジー | 文字と音声と画像を同期して再生できる電子書籍。目次から文書内の好きなところへ飛べるナビゲーション機能や文字の大きさ、カラーコントラスト、スピード等の調整機能、読んでいる文字をハイライト表示する機能を持つ。発達障害を含む様々な障害者が利用できる。 |
| 民生委員 | 民生委員法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねることとなっている。 |
| メール１１０番 | 聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。インターネットでアクセスした画面に「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などを入力する必要がある。 |
| 盲ろう者 | 視覚障害と聴覚障害が重複している者。 |

**【や行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| ユニバーサルデザイン | 年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。 |
| 要約筆記 | 聴覚障害者のためのコミュニケーションの１つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的にはＯＨＰ（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をＴＰ（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。 |
| 要約筆記者 | 所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。 |
| 要約筆記奉仕員 | 所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。 |

**【ら行】**

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| ランニング備蓄 | 災害時に必要な医薬品などを薬局などの在庫で賄い、期限切れやロスなどの軽減を図るシステム。 |
| リハビリテーション | 障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。 |
| 療育手帳 | 知的障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づき障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。 |
| 療養介護 | 障害福祉サービスのひとつ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。 |
| レスパイトケア | 在宅の障害児者を介助する家族の一時的な休息のための援助。 |